

平成27年度

申告期間
2月16日(月)～3月16日(月)

市民税・県民税兼国民健康保険税の申告について

平成27年度市民税・県民税兼国民健康保険税の申告会場は、那覇市民会館(中ホール)のみです。
(原則、土・日は受付できません)ただし、土・日の対応として、2月28日(土)と3月8日(日)は受付します。

- 車でご来場の際には、各自で近隣の有料駐車場を確保してください。
- 申告期限までに申告がないと公営住宅の入居、就学援助、保育所の入所等の際に必要な所得証明書などが発行できず、不利益をこうむる場合がありますので、ご注意ください。
- 所得のない方でも、国民健康保険加入の方は保険税などの判定資料となるため申告してください。また、所得証明書の発行、他の行政サービス利用のために申告が必要な場合もあります。



平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が大幅に拡大されました!

事業所得等の金額の合計額が、300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、事業所得等の所得を生ずべき業務を行うすべての方について必要となります。(※所得税および復興特別所得税の申告の必要がない、住民税申告のみの方を含みます)

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。



受付期間	2月16日(月)～3月16日(月)	申告受付停止期間	3月17日(火)～5月31日(日)
受付会場	那覇市民会館(中ホール) (本庁舎・各支所では受付できません。)		(新年度の課税準備のため申告受付を停止します。申告受付の再開は、本庁舎(3階38番窓口)にて6月1日(月)からとなります。)
受付時間	午前9時～午後4時まで (原則、土・日は受付できません。)		

○郵送による申告の受付も可能です。3月16日(月)必着で送付してください。
前年中に収入がなかった方、または給与や年金収入のみの方で源泉徴収票や控除の証明書(生命保険料等)の必要書類(すべて原本)が揃っている場合のみ(添付書類は原則お返ししません)、郵送での提出が可能です。ただし、記載内容に不備があったり必要書類が同封されていないときは受付ができず、申告書を返送する場合があります。

送付先:〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 市民税課
※事業・不動産収入等があった方は、帳簿及び領収書の確認がありますので、郵送では受付できません!会場にて申告してください。
※連絡先の電話番号は必ず記入してください。
※くわしくは、市民税課までお問い合わせください。



所得税の確定申告は、e-Tax(イータックス)をご利用ください!

e-Tax(イータックス)を利用して確定申告すると...

1. 源泉徴収票や医療費の領収書等は、内容を入力して送信することにより提出を省略できます。
 2. 還付金を早く受け取ることができます。
- ※くわしくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)
お問い合わせ 那覇税務署個人課税部門(Tel:867-3101)



お問い合わせ 市民税課 ☎861-3328

平成27年度 固定資産税について

平成27年度当初固定資産税納税通知書の発送は5月1日になります。

償却資産の申告はお済みですか?

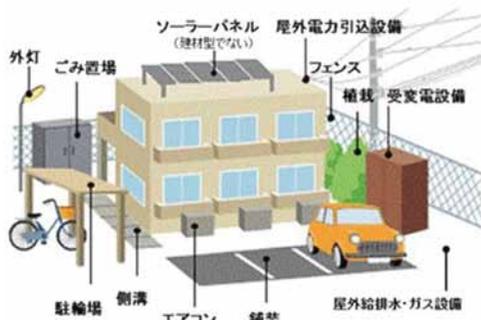
償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもので、具体的には、個人や法人で商店や工場を営んでいる方や、アパート経営などの不動産賃貸業を営まれている方などがその事業で使用している資産のことをいいます。

◆ 償却資産の申告が必要な方

1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有している個人または法人です。

毎年1月1日から1月31日(土日祝の場合はその翌日)までに償却資産の所在地の市町村長に申告していただく必要があります。(地方税法第383条)ただし受付期間終了後も随時、申告を受け付けています。

(例) 飲食店、商店、アパート、貸駐車場、事務所、事業用設備などを所有している方



お問い合わせ 資産税課 ☎862-5320

手続きは
お早目に!

えっ!
こんなときも



原付バイクの盗難、紛失でも廃車の手続きが必要になります

※軽自動車税は4月1日現在所有者となっている方に課税されますので、それまでに手続きを!!

原付バイク(125cc以下)の廃車手続方法

税制課窓口で手続きします。

- ① 廃車申告書(窓口にあります)
 - ② 所有者の印かん、窓口に来られる方の本人確認書類(免許証など)
 - ③ 警察からの盗難事件受理番号票または遺失届出受理番号票(原本)
- その他、名義変更や那覇市から転出した場合も手続きが必要です。



お問い合わせ 税制課 ☎862-9903

2015年2月2日よりバスレーン延長



くわしくは「わた～バス党」HP
(<http://www.watta-bus.com/buslane/>)
お問い合わせ
沖縄県 企画部 交通政策課
☎866-2045

モノレール・バス乗り継ぎ実証実験 バス運行中!

公共交通のサービス向上を図ることを目的に、首里駅と琉球大学を結ぶ、モノレールとバスの乗り継ぎ実証実験を行っております。お得な乗り継ぎ割引も実施しておりますので、通勤・通学・私事等でご利用ください!

■ルート: 首里駅→汀良三丁目→城東小学校前→石嶺二丁目→棚原→キリスト教短大入口→琉大付属病院前→琉大付属小学校→琉大法学部前→琉大北口(琉大敷地内運行) ※琉大法学部前は琉大北口向けのみ停車いたします。

■料金: 230円～380円(乗り継ぎ割引 50円)

※バスの回数券もご利用になれます。
※時刻表などの詳細については、沖縄県 都市計画・モノレール課HP
<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/toshimono/monorail/basu/basu.html>



お問い合わせ 沖縄県 都市計画・モノレール課 ☎866-2408